

平成 26 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中 澤 芳 樹
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 広報 I R グループ長 吉川 到
(TEL. 03-5770-1520)

子会社における新規サービス 「検査済証のない建築物に係る建築基準法適合状況調査」業務開始のお知らせ

平成 26 年 7 月 2 日、国土交通省より「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」(以下、「本ガイドライン」といいます。)が公表されました。

当社子会社である日本 E R I 株式会社は、本ガイドラインにおける調査者として調査業務を実施する旨の届け出を国土交通省に行い、本日より調査業務を開始いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新規サービスの開始について

本ガイドラインに基づき法適合状況の調査を実施し報告書を作成する業務を日本 E R I 株式会社が始めます。当該業務に関するご案内につきましては、同社のホームページにてご覧いただけます。(http://www.j-eri.co.jp)

なお、当社グループでは、株式会社 E R I ソリューションが、これまで主に不動産の売買や融資審査のための参考資料として使用する目的で、検査済証のない建築物に係る遵法性調査を多数実施してきた実績があり、当該業務に対応する体制を十分に備えております。

2. 本ガイドラインの概要について

現行の建築基準法において、建築主は、工事完了後、建築主事又は指定確認検査機関による完了検査を受けて検査済証の交付を受けなければならないと定められておりますが、この検査済証を受けていない建築物が改正建築基準法施工前の平成 11 年以前では、半数以上を占めておりました。

今般、既存建築ストックを有効に活用する観点において、検査済証のない建築物の増改築や用途変更、さらには流通を一層円滑に進めることができるような方策を講じることが重要であるとの認識に基づき、検査済証のない建築物の現況を調査し、適合性を調査するため、国土交通省にて本ガイドラインが策定されました。

本ガイドラインでは、検査済証のない建築物の増改築や用途変更などの申請の際に添付する資料の一部として、建築基準適合判定資格者の所属する指定確認検査機関が、法適合状況について調査して、報告書にまとめる方法が示されております。

本リリースに対するお問い合わせ先

日本ERI株式会社 ソリューション事業部

住所：東京都港区赤坂8丁目5番26号

お問い合わせ専用フリーダイヤル：0120-977343

<ご参考>

国土交通省ホームページ「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法
適合状況調査のためのガイドライン」

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000061.html

以 上